辰野町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領

平成24年告示第20号
平成24年9月14日

（入札参加停止）

第１条　辰野町建設工事請負人選定委員会（以下「委員会」という。）は、辰野町建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載された者（共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が、別表第１－1、別表第１－2、別表第２及び別表第３の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。

2　委員会が入札参加停止を行ったときは、建設工事並びに建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理業務（以下「建設工事等」という。）の契約のため入札又は落札者の決定を行うに際し、当該入札参加資格者を入札に参加させ又は落札者として決定してはならない。当該入札参加停止に係る入札参加資格者を現に選定しているときには、選定を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第2条　委員会は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2　委員会は、前条第１項の規定により、共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3　委員会は、前条第１項又は前項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第３条　入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2　入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の入札参加停止の期間が１ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後１ヶ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、再度それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。（次号に該当する場合を除く。）

(2) 別表第２第１号から第４号まで又は別表第２第５号から第９号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後３ヶ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第２第１号から第４号まで又は別表第２第５号から

第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
3　委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
4　委員会は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。
5　委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
6　委員会は、入札参加停止期間が満了した入札参加資格者について、別表第2第9号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
7　委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について入札参加停止を解除するものとする。
8　委員会は、別表第2第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加停止の期間の一部又は全部を免除することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）
第4条　委員会は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。
(1)　町と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本町の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号、第8号、第9号に該当したとき。
(2)　別表第2第5号から第9号に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
(3)　別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
(4)　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
(5)　本町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第7号から第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由

　があるとき。

（報告）
第5条　発注担当課長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。また、別表1−2第1号、第3号に該当した場合は、措置要件の該当の有無に関係なく報告するものとする。

（入札参加停止の決定）
第6条　委員会は、前条の報告等に基づいて入札参加停止の決定を行うものとする。
2　委員会は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行うときは、警察職員の意見を聴くものとする。

（入札参加停止の通知）
第7条　委員会は、前条の規定により入札参加停止を決定したときは、町長に通知するものとする。
2　町長は、前項の規定により入札参加停止の決定の通知を受けたときは、遅滞なく入札参加停止について様式第2号によりその旨入札参加停止を受けた者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）
第8条　発注担当課長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）
第9条　発注担当課長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）
第10条　町長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　則
この告示は、公布の日から施行する。ただし、入札参加停止措置の原因となる事実又は行為が施行日以前に発生したものについては、この要領を適用するものとする。

別表第１－１

県内の粗雑工事等に基づく措置基準において生じた事故等に基づく措置基準

<table>
<tr><th colspan="2">措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">粗雑工事</td><td>1　町が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき</td><td>１ヶ月以上６ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>2　町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</td><td>長野県入札参加停止措置基準に準ずる</td></tr>
<tr><td>契約違反</td><td>3　第 1 号に掲げる場合のほか、町が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反して、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>２週間以上４ヶ月以内</td></tr>
</table>

別表第１－２

事故等に基づく措置基準

<table>
<tr><th colspan="2">措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故</td><td>1　町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき</td><td>１ヶ月以上６ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>2　町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</td><td>長野県入札参加停止措置基準に準ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故</td><td>3　町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき</td><td>２週間以上４ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>4　町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</td><td>長野県入札参加停止措置基準に準ずる</td></tr>
</table>

別表第２
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

<table>
<tr><th colspan="2">措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td rowspan="7">贈

賄</td><td>１　入札参加資格者又はその使用人が、町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき</td><td>逮捕を知った日から控訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</td></tr>
<tr><td>２　次のアからウまでに掲げる者が、町職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき</td><td>公訴を知った日から</td></tr>
<tr><td>ア　入札参加資格者である個人、又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</td><td>８ヶ月月以上２４ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>イ　入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）、又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</td><td>６ヶ月以上１８ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>ウ　入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「一般使用人」という。)</td><td>６ヶ月以上１２ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>３　次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
ア　代表役員等
イ　一般役員等
ウ　使用人</td><td>長野県入札参加停止措置基準に準ずる</td></tr>
<tr><td>４　次のア、イ又はウに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
ア　代表役員等
イ　一般役員等
ウ　一般使用人</td><td>長野県入札参加停止措置基準に準ずる</td></tr>
</table>

独占禁止法違反行為	5　県内又は県外において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
	6　町又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当と認められるとき	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
競売入札妨害又は談合	7　入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
	8　町又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	長野県入札参加停止措置基準に準ずる

重大な独占禁止法違反行為等	９　町と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該建設工事等が政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の適用を受ける場合に限る。）。 ア　独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） イ　入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から ６ヶ月以上３６ヶ月以内
虚偽記載	１０　町が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争等において、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格要件審査書類資料、その他の調査資料及び工事書類等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から １ヶ月以上６ヶ月以内
不正又は不誠実な行為	１１　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から １ヶ月以上９ヶ月以内
	１２　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から １ヶ月以上９ヶ月以内

別表第３
暴力団との関係に基づく措置基準

	措置要件	期間
暴力団関係	１　代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき	当該認定をした日から１年を経過し、改善されたと認められるまで
	２　代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
	３　代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
	４　代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	長野県入札参加停止措置基準に準ずる
	５　町が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第３第１号から第４号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき	当該認定をした日から ２ヶ月以上６ヶ月以内

様式第１号（第５関係）

辰第　　　号
年　　月　　日

辰野町建設工事請負人等選定委員会
委　員　長　様

発注担当課長　　印

報　　告　　書

建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第５の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">工事（業務）概要</td><td>発注機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事（業務）名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事（業務）箇所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>請負（委託）金額</td><td></td><td>工　　期</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受注（受託）者</td><td>商号又は名称</td><td></td><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>代　表　者　名</td><td></td><td>建設業許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">下請業者</td><td>商号又は名称</td><td></td><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>代　表　者　名</td><td></td><td>建設業許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td>措置要件該当行為の概況</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（別表第 1-2 に該当する場合、『措置要件該当行為の概況』に替え本様式を用いること。）

工　事　事　故　の　概　要
（１）事故概要   （２）施工計画書の遵守状況（作業手順どおりの施工が行われているか等）   （３）現場指示の的確性（現場指示は適切か等）   （４）契約書・設計図書・仕様書・指示書に対する違反の有無   （５）法令（建設業法・労働基準法・労働安全衛生法等）に対する違反の有無   （６）その他参考となる事項（警察、労働基準監督署の事故調査状況及び見解、示談等）   （７）事故原因   （８）所見（事故についての会社の責任の有無等を記入する。）

※参考資料を添付すること。
　参考資料例：受注者からの事故報告書（労働安全衛生規則第 96 条の報告書を含む。）、
　　　　　　施工計画書、労働者死傷病報告書、診断書、写真等。

様式第２号（第７条関係）

辰　第　　号
年　　月　　日

（当該入札参加資格者）　様

辰野町長

入札参加停止について（通知）

　辰野町建設工事等入札参加資格者の入札参加停止について、下記のとおり決定されましたので通知します。

記

１．商号又は名称、代表者氏名等

２．入札参加停止期間

年　　月　　日　　から　　　年　　月　　日

３．入札参加停止理由

４．辰野町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領該当条項

別表　　第　　号